

平成二十年九月二十九日提出
質 問 第 五 二 一 号

後期高齢者医療制度の抜本的見直しに関する質問主意書

提出者
山井和則

後期高齢者医療制度の抜本の見直しに関する質問主意書

舛添厚生労働大臣は九月二十日に「どんなに論理的にいい制度でも国民に支持されなければ長期に維持できない。」との見解を示し、

(1) 七十五歳以上という年齢で分けない

(2) 保険料の天引きを強制しない

(3) 負担について世代間の反目を助長する仕組みにしない
という原則で、制度の抜本の見直しを行う考えを示した。

一 この三原則は麻生内閣の後期高齢者医療制度に対する考え方と同じか。違うならばどこが違うのか。

二 九月二十三日の自公政権合意では「法律に規定してある五年後見直しを前倒し」が明記されているのみで、後期高齢者医療制度を抜本に見直すのか、一部の手直しに止めるのかは、明確ではない。制度を抜本的に改める必要があると考えるのか。また、どのように見直しするつもりか。

三 麻生総理も自民党総裁選では「抜本の見直しが必要」と発言していたが、現在も麻生総理は抜本の見直しが必要と考えるのか否か。また、所信表明演説ではなぜ「抜本の見直し」という言葉を使わなく

なつたのか。

四 十月十五日には、六二五万人が新たに年金保険料を天引きされ、うち二〇〇万人は新たに保険料を払うことになる。天引きはやめるべきではないか。

右質問する。